

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会  
第1回定例総会議事録

令和3年4月26日（月）

加美町役場小野田庁舎 2階会議室

加美町農業委員会

---

# 令和3年度第1回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和3年4月26日(月)午後1時46分～午後2時20分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	10番	板 垣 文 一
-----	-----	---------

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第2号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第6	報告第3号	農地の利用変更届について
日程第7	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第4号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大
農業委員会事務局主事	青 砥 沙 織

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第1回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時46分 開会〉

\*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは引き続き令和3年度加美町農業委員会 第1回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。10番 板垣文一委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 佐々木照義委員、13番 山本成委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

\*事務局（青砥沙織主事） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 字矢越…番…の田 1筆

面積 1,013㎡

農地法第3条

報告書番号2

貸人 C氏

借人 D社

所在地 平柳字城野…番の田 1筆

面積 1,328㎡

基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

---

日程第5 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

\*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

\*事務局（畠山明大係長） 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は8件でございます。

報告書番号1

資材倉庫 菜切谷字清水一番…番…

面積 117㎡

令和5年12月31日完了予定（進捗率 0%）

報告書番号6

特定建築条件付売買予定地 字赤塚…番 外1筆

面積 合計2,062㎡

令和3年12月20日完了予定（進捗率 50%）

報告書番号7

特定建築条件付売買予定地 字一本杉…番… 外1筆

面積 合計1,826㎡

令和3年12月20日完了予定（進捗率 20%）

報告書番号2番から5番及び8番については議案書のとおり完了報告書の提出がございました。

[以上8件の工事進捗状況・完了報告について説明]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

---

日程第6 報告第3号 農地の利用変更届について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第3号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第3号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。  
令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 E氏

所在地 字芋沢一番…番

現況 田

面積 48㎡（1,636㎡のうち）

農業用排水路の新設

[以上1件の利用変更届について説明]

- \*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第3号を終了いたします。

---

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- \*事務局（青砥沙織主事） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。  
令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。  
今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号 1

渡人 F氏  
受人 G氏  
申請地 字南小路一番の畑 外7筆  
面積 合計5,006㎡  
新規就農者へ売買するもの  
売買金額 総額…万円

申請番号 2

渡人 H氏  
受人 I氏  
申請地 字中嶋中里の田  
面積 362㎡  
耕作者へ贈与するもの

申請番号 3

渡人 J氏  
受人 K氏  
申請地 字館下の田 5筆  
面積 合計5,048㎡  
新規就農者へ賃貸借するもの  
借賃 10aあたり…円

申請番号4番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

[以上4件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番から3番について、12番 佐々木照義委員 お願いします。

\*12番（佐々木照義委員） 4月19日、藤原推進委員と現地の調査を行いました。  
申請番号1番につきまして、受人のG氏は地域おこし協力隊として活動していた方で、活動終了後、加美町で農業を営みたいとお考えだったようです。申請地はG氏がお住まいになっている周辺の農地ですので、作業条件としては良いのではないかと思います。現地確認をした結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

申請番号2番につきまして、譲渡人のH氏と譲受人のI氏は本家・別家の関係で、50年程前に苗代用としてI氏が使用していた土地であります。数年前より名義の変更をお考えだったようで、今回贈与というかたちで申請をされました。現地確認の結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。

申請番号3番につきまして、K氏は地域おこし協力隊で農事組合法人L社で活動されておりましたが、活動終了後、加美町に残り新たに農業を営みたいと考え農地



をお探しだったようです。譲渡人のJ氏は膝の具合が悪くなり、作付面積を縮小したいとお話されており今回の申請となりました。現地は石神神社に向かう橋を渡って、すぐ右側に鮭の孵化所がございますが、その西側一帯が申請地でございます。現地確認の結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号1番と3番について、新規就農ということで機械の確保状況は確保されているとありますが、一通り揃っているのですか。

\*議長（三浦泉会長） では。佐々木委員。

\*12番（佐々木照義委員） 3番のK氏についてですが、トラクターはL社にあるものを今年だけ使用したいとのことで、来年には準備をすとお聞きしました。田植え機械につきましては中古で購入したそうです。

1番のG氏に関しては、内容まで確認できませんでした。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 A氏 羽場字山鳥…番地

申請地 字矢越…番…

面積 1,013㎡

申請事由 アパート用地

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和3年5月1日着工予定 / 令和3年11月30日完成予定

申請地は加美町役場の東北東約700mに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 三嶋秀二郎委員お願いします。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 令和3年4月15日、杉村委員、猪股委員、私、嶋津局長、畠山係長の5名にて調査を実施いたしました。申請者のA氏は出席されませんでしたが、アパート用地ということでしたので、代理人であるM社の担当者が立ち会っております。申請に係る権利の内容については自己転用であり、事業資金である…万円の借入金については、融資証明書の確認をいたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、50cmの盛土を行い、北側は土留めの擁壁を設置するということでした。東西は既に擁壁がございます。雨水は隣接する既設水路に放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

\*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- \*事務局（畠山明大係長） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。  
令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

##### 申請番号1

渡人 N氏 字上川原一番…番地…  
受人 O社 字北町三番…番地…  
申請地 字大門…番…  
面積 991㎡  
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成  
事業資金 借入金 …万円  
事業計画 令和3年6月1日着工予定 / 令和6年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の北西約650mに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設、若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

##### 申請番号2

渡人 C氏 宮崎字屋敷七番29番地 特別養護老人ホーム みやざき  
受人 D社 平柳字上柳…番地  
申請地 平柳字城野…番  
面積 1,328㎡  
申請事由 使用貸借による作業場建設  
事業資金 自己資金 …万円  
事業計画 令和3年5月1日着工予定 / 令和4年4月30日完成予定

申請地は加美町役場の東約2.8kmに位置し、周辺の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから第1種農地と判断いたしました。

渡人の家族で構成される法人が、使用貸借により作業場の設置をするもので、申請地周辺においても所有する第2種・第3種農地がなく、自宅と幹線道路に近い申請地が最適と判断・選定し農業振興地域整備計画の変更の申し出を行い、農用地から除外したものです。用途が農業用施設に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 三嶋秀二郎委員お願いします。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 先程の案件と同日に、担当委員・事務局にて調査を実施いたしました。申請番号1番につきましては、譲渡人であるN氏の代理人としてP行政書士が立ち会っております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としまして、90cmの盛土を行いますが擁壁を設置するため土砂の流出はないものとし、雨水は道路用側溝に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続することとごさいました。又、隣接地の……は、1月に同じくO社で5条申請し、許可済みであります。調査の結果、許可相当と判断いたしました。

申請番号2番につきましては、譲渡人は現在老人ホームに入所しておりますので、息子であるQ氏が立ち会っております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、盛土を行いますが擁壁を設置するため土砂の流出はございません。隣接地の……はR氏の土地であります。D社との利用権を設定しており問題はないということとごさいます。また、農業振興地域整備計画の変更は協議が終了しており、既に計画変更が済んでいる状況であることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（青砥沙織主事） 議案第4号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年4月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買3件・賃貸借5件でございます。

申請番号1

渡人	S氏
受人	T氏
申請地	下新田字桑原の田 2筆
面積	合計10,000㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

申請番号4

渡人	U氏
受人	V氏
申請地	四日市場字柵木江の田
面積	2,841㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…kg

申請番号2番・3番及び5番から8番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上8案件で、田33筆 面積49,958㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上8件の集積計画について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、5番 杉村委員。

\* 5 番（杉村昭宏委員） 申請番号 7 番について確認させていただきます。賃貸借として約 1, 5 0 0 m<sup>2</sup>で… k g だと少し多いと感じたのですが、間違いではないのですよね。

\* 議長（三浦泉会長） では事務局。

\* 事務局（青砥沙織主事） 賃借料は… k g ということで間違いございません。参考としての量はお伝えいたしましたが、以前からこちらの量で設定されていたようで、お互いに納得されております。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 4 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\* 議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 3 年度第 1 回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 2 0 分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年4月26日

議 長 三 浦 泉

署名委員 佐々木 照義

署名委員 山 本 成